

医政総発 1224 第 3 号
薬食総発 1224 第 1 号
薬食安発 1224 第 2 号
平成 26 年 12 月 24 日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長
（公印省略）

厚生労働省医薬食品局総務課長
（公印省略）

厚生労働省医薬食品局安全対策課長
（公印省略）

子どもによる医薬品誤飲事故の防止対策の徹底について
（医療機関及び薬局への注意喚起及び周知徹底依頼）

医薬品等の誤飲防止対策については、平成 25 年 1 月 4 日付け医政総発 0104 第 1 号・薬食総発 0104 第 2 号・薬食安発 0104 第 1 号厚生労働省医政局総務課長・医薬食品局総務課長・安全対策課長連名通知「医薬品等の誤飲防止対策の徹底について（医療機関及び薬局への注意喚起及び周知徹底依頼）」により、医療機関及び薬局への周知徹底をお願いしているところです。

今般、消費者安全調査委員会より「消費者安全法第 31 条第 3 項に基づく経過報告「子どもによる医薬品誤飲事故」（平成 26 年 12 月 19 日付け消費者安全調査委員会報告書。以下「報告書」という。）が別添 1 のとおりとりまとめられ、消費者安全調査委員会委員長から厚生労働大臣に対し別添 2 のとおり意見が提出されたところです。

報告書では、事故等原因調査の結果、子どもによる大人用医薬品の誤飲が多く発生し、入院に至るような重い中毒症状を呈すると考えられる向精神薬等の誤飲の発生も認められています。また、保護者へのアンケート調査から、保護者に誤飲事故について十分に認知されていないことや、誤飲事故が発生した際の対処方法を知らない保護者が多いこ



とが報告されています。

つきましては、子どもによる医薬品誤飲事故を防ぐため、下記について貴管下の医療機関及び薬局への周知方よろしくをお願いします。

記

子どもが誤飲して、重い中毒症状を呈するリスクが高く特に注意を要する医薬品（向精神薬、気管支拡張剤、血圧降下剤及び血糖降下剤）を中心に、医薬品の処方又は調剤に当たっては、報告書の「子どもの行動特性からみる医薬品誤飲事故」を参考に、家庭における保管について、情報の掲示等により保護者等に注意喚起すること。

また、薬袋等に子どもによる誤飲に関する注意点を記載する等の対策を講じること。

さらに、医薬品の処方又は調剤に当たっては、誤飲事故が発生した場合の対処方法として、報告書の「（参考）子どもによる医薬品を誤飲した際の相談機関及び相談に必要な情報例」（64頁）について情報の掲示等により保護者等に情報提供すること。

なお、情報の掲示物の例としては別紙のとおりであり参考にされたい。

（参 考）

本通知を含め、医薬品・医療機器の安全性に関する特に重要な情報が発出された時に、その情報をメールによって配信する「医薬品医療機器情報配信サービス」（PMDAメディナビ）が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構において運営されております。以下のURLから登録できますので、御活用ください。

医薬品医療機器情報配信サービス

<http://www.info.pmda.go.jp/info/idx-push.html>

また、公益財団法人日本医療機能評価機構が、医療事故情報収集等事業において収集された情報に基づき、医療事故の発生予防、再発防止を促進するために特に周知すべき情報を医療安全情報として下記ホームページに掲載していますので、御活用ください。

日本医療機能評価機構医療安全情報ホームページ

<http://www.med-safe.jp/contents/info/index.html>

